

# 一関地区広域行政組合格約

平成18年2月9日

岩手県指令市町村第1171号

改正 平成19年3月23日 岩手県指令市町村第1149号

平成23年8月9日 岩手県指令市町村第414号

平成28年1月18日 一広総第10001号

平成30年1月31日 岩手県指令市町村第964号

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、一関市及び平泉町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する事務のうち、次に掲げる事務

(ア) 被保険者の資格の取得及び喪失等の管理に関すること。

(イ) 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。

(ウ) 要介護認定及び要支援認定に関すること。

(エ) 保険給付の事務に関すること。

(オ) 地域密着型サービスに関すること。

(カ) 介護保険事業計画の策定に関すること。

(キ) 介護保険料の決定並びに賦課及び徴収に関すること。

(ク) 財政安定化基金拠出金の納付及び相互財政安定化事業に関すること。

(ケ) 地域支援事業の実施に関すること。

(コ) 保健福祉事業の実施に関すること。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する事務のうち、次に掲げる事務

(ア) 一般廃棄物の処理計画（同法第6条第2項第2号に規定する事項を除く。）の策定に関すること。

(イ) 一般廃棄物の処理等（災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第

1号に規定する災害をいう。)に伴い生じた一般廃棄物の収集運搬を除く。)に関する  
すること。

(ウ) 一般廃棄物処理業を行う者に対する許可に関すること。

(エ) 一般廃棄物処理施設(浄化槽を除く。)の設置及び管理運営に関すること。

(オ) 一般廃棄物(ごみに限る。)と併せて処理することができる産業廃棄物の処理に  
関すること。

(カ) 一般廃棄物処理業を行う者に対する報告の徴収、立入検査、改善命令及び措置命  
令に関すること。

(3) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に規定する事務のうち、次に掲げる事務

(ア) 浄化槽清掃業を営む者に対する許可に関すること。

(イ) 浄化槽清掃業者に対する指示、許可の取り消し又は事業の停止命令に関するこ  
と。

(ウ) 関係市町の区域内で収集された浄化槽内に生じた汚泥等の処理に関すること。

(エ) 浄化槽清掃業者に対する報告の徴収又は立入検査等に関すること。

(4) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112  
号)に規定する事務のうち、次に掲げる事務

(ア) 容器包装廃棄物分別収集計画(同法第8条第2項第2号に規定する事項を除  
く。)の策定に関すること。

(イ) 容器包装廃棄物の分別収集に関すること。

(5) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に規定する火葬場の設置及び管  
理運営に関すること。

(6) 旧伝染病隔離病舎の管理に関すること。

(組合事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、一関市竹山町7番2号に置く。

## 第2章 組合の議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は18人とし、次に掲げる  
区分により、関係市町の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

(1) 一関市 16人

(2) 平泉町 2人

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期による。

2 組合議員が関係市町の議会の議員の資格を失ったときは、その職を失う。

(欠員の報告)

第7条 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員の所属する関係市町の長は、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

(補欠選挙)

第8条 組合議員に欠員を生じたときは、当該関係市町の議会において、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(選挙の通知)

第9条 組合議員の選挙を行うべき事由が生じたときは、管理者は、その旨を関係市町の長に通知しなければならない。

2 関係市町の長は、前項の通知を受けたときは、その旨を当該関係市町の議会の議長に通知しなければならない。

(当選人の通知)

第10条 関係市町の議会の議員の選挙により当選人が決定したときは、当該関係市町の議会の議長は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所、氏名及び生年月日を当該関係市町の長に通知しなければならない。

2 関係市町の長は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を管理者に通知しなければならない。

(議長及び副議長)

第11条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

### 第3章 組合の執行機関

(管理者、副管理者及び会計管理者)

第12条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

2 管理者は、一関市長の職にある者をもって充てる。

3 副管理者は、平泉町長及び一関市副市長の職にある者をもって充てる。

4 会計管理者は、一関市会計管理者の職にある者をもって充てる。

(管理者及び副管理者の任期)

第13条 管理者及び副管理者の任期は、当該関係市町の長又は副市長の任期による。

(職員)

第14条 組合に必要な職員を置き、管理者が任免する。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第15条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
- 4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、非常勤とする。

#### 第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第16条 組合の経費は、関係市町の分担金及び負担金並びに補助金、介護保険料、手数料、使用料、寄附金、地方債及びその他の収入金をもって充てる。

(分担金及び負担金)

第17条 前条の分担金及び負担金の割合は、別表のとおりとする。ただし、これにより難しい場合の分担又は負担の割合については、その都度、組合の議会の議決を経て定める。

#### 第5章 補則

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、組合の管理運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成18年2月9日岩手県指令市町村第1171号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。
- (解散する組合等の財産等の承継)
- 2 この組合は、平成18年3月31日をもって解散する東磐環境組合、東磐広域行政組合、一関地方衛生組合及び一関地方広域連合の財産及び事務を承継する。

附 則 (平成19年3月23日岩手県指令市町村第1149号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- (収入役に関する経過措置)
- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
  - 3 前項の場合においては、この規約における変更後の第12条及び第13条の規定は適用せ

ず、この規約による変更前の第12条及び第13条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、この規約による変更前の第12条中「一関市助役」とあるのは「一関市副市長」と、第13条中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則（平成23年 8 月 9 日岩手県指令市町村第414号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成23年 9 月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の規約第17条の分担金及び負担金の割合は、平成23年度に限りなお従前の例による。

附 則（一広総第 10001号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成28年度における介護保険料の軽減に要する経費の分担金の割合は、この規約による変更後の別表の規定にかかわらず、当該年度の前年の12月末日現在における関係市町の一関地区広域行政組合介護保険条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第27号）第5条第1項第1号に掲げる第1号被保険者数によるものとする。

附 則

この規約は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表（第17条関係）

対象事務	対象経費	分担負担割合
1 第3条第1号に掲げる事務	管理運営費	<p>1 保険給付に係る経費 給付割</p> <p>2 地域支援事業に係る経費 高齢者人口割</p> <p>3 介護保険料の軽減に要する経費 軽減額割</p> <p>4 その他の経費 均等割 10分の1 高齢者人口割 10分の9</p> <p>給付割は、前々年度における関係市町の給付実績を基準とする。 高齢者人口割は、前年の12月末日現在における関係市町の住民基本台帳による高齢者人口（65歳以上の人口をいう。）を基準とする。 軽減額割は、前々年度における関係市町の軽減実績を基準とする。</p>
2 第3条第2号から第4号までに掲げる事務	管理運営費	<p>均等割 10分の1 利用割 10分の9</p> <p>利用割は、前年の12月末日以前1年間における関係市町の処理量又は処理件数を基準とする。</p>
	建設費及び地方債の元利償還に要する経費	<p>人口割</p> <p>人口割は、前年の12月末日現在における関係市町の住民基本台帳による人口を基準とする。</p>
3 第3条第5号に掲げる事務	管理運営費	<p>均等割 10分の1 利用割 10分の9</p> <p>利用割は、前年の12月末日以前1年</p>

		間における関係市町の利用実績を基準とする。
	建設費及び地方債の元利償還に要する経費	人口割 人口割は、前年の12月末日現在における関係市町の住民基本台帳による人口を基準とする。
4 第1項から前項までに規定する事務を除いた事務	管理運営費	均等割
	建設費及び地方債の元利償還に要する経費	人口割 人口割は、前年の12月末日現在における関係市町の住民基本台帳による人口を基準とする。

備考1 当分の間、均等割については、一関市が平成17年9月19日における一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村及び川崎村並びに平成23年9月25日における藤沢町であるとみなし、算定を行うものとする。

備考2 当分の間、地方債の元利償還に要する経費の負担割合に関する規定の適用は、この規約の施行の日以後に借入れを行った地方債の元利償還に要する経費に適用し、同日前に借入れを行った地方債の元利償還金の負担割合は、なお従前の例による。